

# desknet'sHR 利用契約約款

## 第1章 総則

### 第1条 (約款の適用)

1. ファーストサーバ株式会社(以下「当社」といいます。)は、この desknet'sHR 利用契約約款(以下「本約款」といいます。)に定めるところにより、desknet'sHR(以下「基本サービス」といいます。)およびこれに付随するオプションサービス(以下、基本サービスと併せて「本サービス」といいます。)を提供します。本約款は、当社とお客様との間における本サービスの利用にかかる一切の契約(以下「利用契約」といいます。)に対して適用されます。
2. 当社のホームページにおいて公開する、または個別に通知する本サービスの仕様、利用方法、注意事項、制限事項その他の事項(以下「サービス規定」といいます。)については、本約款とともに本サービスの利用に適用されます。本約款とサービス規定に矛盾または抵触する定めがある場合、サービス規定が本約款に優先して適用されるものとします。
3. 当社は、オプションサービスの提供において個別の規約を定める場合があります。当該規約は本約款に優先して適用され、当該規約に定めのない事項については本約款が適用されるものとします。
4. 本サービスの利用にあたり、アプリケーション・ソフトウェアの提供元であるライセンサーからそれぞれ利用規約(以下「サービス別規約」といいます。)が提示される場合があります。この場合、サービス別規約は、本約款とともに本サービスの利用に適用されます。サービス別規約は本約款に優先して適用され、当該規約に定めのない事項については本約款が適用されるものとします。
5. 当社は、お客様が本サービスの申込を行った時点で、本約款の内容に同意したものとみなします。

### 第2条 (約款の変更)

1. 当社は、予告なく本約款を変更することがあります。
2. お客様は、本約款の変更後に本サービスを利用することにより、変更後の約款に同意したものとみなします。なお、最新の約款については、当社ホームページに掲載するものとします。
3. 第1項の定めにかかわらず、本約款の変更が現に利用中のサービスにかかる料金、その他本サービスを構成する重要な要素の変更にあたり当社が判断する場合、15日間の予告期間において変更後の約款の内容をお客様に通知することにより本約款を変更するものとします。
4. サービス別規約は、予告なく変更される場合があります。これにより本約款を変更することとなる場合、前項の定めは適用されません。

### 第3条 (定義)

本約款で使用される用語について、以下のとおり定義します。

(1) 「 desknet's HR 」

株式会社ネオジャパン社のグループウェア「 desknet's NEO 」をベースとした当社の提供するクラウド型グループウェアサービスをいいます。

(2) 「 お客様 」

本サービスの提供を受ける者をいいます。

(3) 「 利用料金 」

利用契約に基づき本サービスの利用の対価としてお客様が当社に支払う料金(初期費用、月額費用、追加費用およびその他料金のすべてを含みます。)をいいます。

(4) 「 認証情報 」

ログイン ID、パスワード等、本サービスを利用するにあたり必要となるお客様とその他の者を識別するために用いる符号をいいます。

(5) 「 本サービス用設備 」

当社が本サービスを提供するにあたり、当社が提供するハードウェア(コンピュータ・サーバ、ストレージ、電気通信設備等を含みますが、これらに限定されません。)およびソフトウェア(OS、ミドルウェア、各種アプリケーション・ソフトウェア、コンテンツ、データベース等を含みますが、これらに限定されません。)をいいます。

(6) 「 お客様設備 」

本サービスの提供を受けるためお客様が設置するハードウェアおよびソフトウェアをいいます。

(7) 「 当社提供物 」

本サービスにおいて当社がお客様に提供する文書(本サービス用設備に付随する操作説明書等の書類を含みます。)、資料、本サービス用設備その他の有体物および無体物をいいます。

(8) 「 メンテナンス 」

本サービスの提供を維持、追加、保守するために必要なすべての作業をいいます。

#### 第 4 条 (通知方法)

1. 当社からお客様への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、電子メール、書面、当社のホームページへの掲載等、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載により行う場合、当該通知は、それぞれ電子メールの送信またはホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。
3. 第 1 項の通知を電子メールまたは書面で行う場合は、お客様の届け出たメールアドレスまたは住所に対して行うものとし、発信から 1 営業日を経過した時点をもって当該通知がなされたものとみなします。

## 第 2 章 契約の成立

#### 第 5 条 (利用契約の締結等)

1. 利用契約は、お客様が当社所定の方法により申込み、当社がこれを承諾することにより成立します。
2. 利用契約は、当社が定める契約の単位ごとに成立します。
3. 利用契約に本約款と別に、当社とお客様の権限ある者間で合意がある場合は、その合意が優先します。
4. 当社は、前各項その他本約款の定めにかかわらず、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用契約を締結せず、または更新しないことがあります。
  - (1) お客様の申込に従って本サービスを提供することが技術上、その他の理由で困難である場合

- (2) お客様が提出した書類に虚偽の記載、誤記や記入漏れがあった場合
- (3) お客様が第 25 条(当社による解約)第 2 項各号および第 3 項各号のいずれかに該当する場合またはそのおそれがある場合
- (4) お客様が未成年者、成年被後見人、被保佐人および補助人の同意を要する旨の審判を受けた被補助人のいずれかであり、入会申込の際に法定代理人、後見人、補助人または保佐人の同意等を得ていなかった場合
- (5) 当社が提供する各サービスについて、お客様が過去に当社からその利用契約を解約もしくは解除され、またはサービスの利用を停止されていた場合
- (6) お客様が当社の競合他社等に該当し、または当社の事業上の秘密を調査する目的で契約を行うものであると当社が判断した場合
- (7) お客様が日本国内に住所または本サービスを利用するための拠点を持たない場合
- (8) お客様が利用契約上の義務を怠るおそれがあると当社が判断する場合
- (9) 上記各号のほか、お客様に本サービスを提供することを当社が不相当と判断する場合

#### 第 6 条 (契約期間)

1. 利用契約の期間は、別に定めるものとします。なお、当社の定める期日までにお客様または当社から利用契約を終了する旨の意思表示がないときは、同条件で更新されるものとし、その後も同様とします。
2. オプションサービスは基本サービスの提供期間中のみ提供します。基本サービスの提供が終了する場合、オプションサービスの提供も同時に自動的に終了します。

### 第 3 章 本サービスの利用料金

#### 第 7 条 (利用料金の支払い)

1. お客様は、当社所定の方法で当社の指定する支払期日までに、別に定める本サービスの利用料金を支払うものとします。なお、支払いにかかる手数料は、お客様の負担とします。
2. 当社は、第 12 条(本サービスの一時的な制限および提供停止)第 1 項の定めにより、本サービスを停止した場合であっても、その期間に対応する利用料金その他の請求権を失わないものとします。
3. 本約款に別に定める場合を除き、本サービスの利用開始後は、お客様は当社に対して利用料金の返金を請求することはできません。
4. 電力料金、仕入価格の著しい高騰等、経済情勢の変動を原因に本サービスの利用料金が不相当となった場合、当社は、利用契約の期間内であっても、当該利用料金を変更することができるものとします。

#### 第 8 条 (遅延利息)

1. お客様が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、お客様は、当該利用料金その他の債務およびこれに対する支払期日の翌日から支払日まで年 14.6%の利率で計算した遅延損害金を、当社に対して、一括して支払うものとします。

2. 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、お客様の負担とします。

## 第4章 サービスの提供等

### 第9条（本サービスの提供とお客様設備）

1. お客様は、自己の費用と責任において、お客様設備を設定し、お客様設備および本サービス利用のための環境を維持するものとします。
2. お客様は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用してお客様設備をインターネットに接続するものとします。
3. お客様設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社はお客様に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上または技術上必要であると判断した場合、お客様が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができるものとします。

### 第10条（サービス規定の変更）

1. サービス規定は、予告なく変更することがあります。この場合、本サービスの提供は、変更後のサービス規定によります。
2. 前項に関わらず、当社は、本サービスの要素についてそのレベルを引き下げる等、本サービスの変更がお客様に対して不利益(ただし、軽微なものを除きます。)を生じさせると判断した場合、第2条(約款の変更)の手続に従い、あらかじめお客様に通知することとします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。
3. 前項に関し、当社がお客様に対して不利益を生じさせたかどうかの判断は、利用料金の変更、代替措置の追加その他の事情を加味して、総合的に行うものとします。

### 第11条（委託）

1. 当社は、お客様に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を、第三者に委託することがあります。
2. 前項の場合、当社は当該委託先を適切に管理するとともに、当該委託先に対し、本約款に定める当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

### 第12条（本サービスの一時的な制限および提供停止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を一時的に制限または停止することができるものとします。
  - (1) 本サービス用設備のメンテナンスを行う場合
  - (2) 本サービス用設備の提供元の事情により本サービスを提供できない場合
  - (3) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
  - (4) 法令上の要請に基づく場合
  - (5) その他本サービス用設備に過大な負荷が生じる等、運用上または技術上の理由でやむを得ない

## 場合

2. 前項の場合、当社はおお客様に対し、本サービスの提供を一時的に制限または停止することについてあらかじめ通知するものとします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。
3. 第 1 項各号のいずれかに該当し、当社が本サービスを提供できなかったことによりお客様または第三者が損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 当社が、第 1 項の定めに従って本サービスの提供を制限または停止した場合であっても、お客様における利用料金の支払義務は消滅しないものとします。

## 第 13 条（本サービス用設備の障害）

1. 当社は、本サービス用設備について障害が生じたことを知ったときは、速やかに修理または復旧のため必要な手段を講じることとします。
2. 前項の修理または復旧のために必要がある場合、当社はおお客様に対して協力を依頼することができるものとし、お客様は合理的な範囲においてこれに応じるものとします。

## 第 5 章 サービスの利用等

### 第 14 条（お客様情報の届出）

1. お客様は、利用契約の締結時に、会社名、住所、責任者、担当者、メールアドレスその他のお客様情報を、当社所定の方法により当社に対して届け出るものとします。
2. お客様情報の届出後、変更が生じたときは、お客様は当社に遅滞なく、当該変更内容について届け出るものとします。
3. 第 1 項および前項の届出を怠ったことで生じたお客様の損害について、当社は責任を負いません。

### 第 15 条（お客様との連絡・確認等）

1. 当社は、本サービスの利用に関するお客様との連絡・確認等は、原則として担当者を通じて行うものとします。
2. お客様は、当社からの電子メールについて、お客様が届け出たメールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼があった場合は、これに対して遅滞なく応答するものとします。
3. 当社はおお客様に対し、当社または当社ビジネスパートナーのサービス、商品に関する情報を通知することがあります。
4. 前項の通知を電子メールで行う場合、送信するメールやファイルに使用されるディスク容量はおお客様の負担とします。

### 第 16 条（禁止事項）

1. お客様は本サービスを利用して次の各号の行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
  - (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
  - (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もし

くは信用を毀損する行為

- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
  - (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
  - (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
  - (7) 貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為
  - (8) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
  - (9) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
  - (10) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
  - (11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
  - (12) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
  - (13) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
  - (14) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
  - (15) 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含みます。)する行為
  - (16) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
  - (17) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為
  - (18) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
  - (19) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
  - (20) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為
2. 当社は、本サービスの利用に関して、お客様の行為が前項各号のいずれかに該当するものであることまたはお客様の提供した情報が前項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前にお客様に通知することなく、本サービスの全部もしくは一部の提供を停止し、または前項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、お客様の行為またはお客様が提供する情報を監視する義務を負うものではありません。
  3. 前項に定める停止または削除により、お客様が損害を被った場合であっても、当社は責任を負いません。
  4. 第1項各号の事由が解消、治癒された場合でも、当社は一旦削除した情報を原状に復帰する義務を負いません。

第17条 (本サービスの利用に関する責任)

1. お客様は、当社提供物を善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. お客様は、本サービスを通じてお客様が発信した情報その他本サービスを利用したお客様の行為およびその結果について、一切の責任を負い、当社に対していかなる不利益も与えないものとします。
3. お客様による本サービスの利用により当社が損害を被った場合、お客様はその損害を賠償するものとします。
4. お客様は、本サービスの利用に関して第三者とトラブル・紛争等が生じた場合、お客様の責任においてこれを解決するものとします。また、本サービスの制限、停止、廃止等による第三者に対する対応についても同様とします。

#### 第 18 条（第三者によるサービスの利用）

1. お客様が本サービスを第三者に利用させる場合、お客様は当該第三者が本約款に同意し、これを遵守することを確認するものとし、かつ当該第三者の利用に関して当社に対して一切の責任を負うものとします。
2. 前項の場合においては、当該第三者の行為をお客様の行為とみなして本約款が適用されるものとします。

#### 第 19 条（本サービスの再販）

1. お客様は、お客様の顧客に対し、お客様の責任のもと本サービスを再販することができます。
2. お客様は法令上の手続きに従い、適法かつ適切に本サービスを再販するものとし、お客様は本サービスにかかる利用契約の趣旨に反してその提供を行ってはならないものとします。
3. お客様の顧客からさらに第三者に対して本サービスを再販することはできません。したがって、お客様はその顧客に対し、第三者に対する本サービスの提供を許諾することはできません。
4. 当社はお客様に対し、本サービスの提供に関する代理権を付与するものではなく、お客様は当社の代理人として法律行為を行う権限を有せず、また、当該権限を有するかのような表示を行ってはならないものとします。
5. 再販による本サービスの提供は、本サービスにかかるお客様と当社との利用契約が有効であることを前提とするものであり、利用契約が終了した場合、再販による提供も終了するものとします。
6. お客様の顧客が再販に基づき本サービスを利用する場合、当社は、当該顧客の行為をお客様の行為とみなします。

#### 第 20 条（認証情報の取扱い）

1. お客様は、認証情報を第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。
2. 認証情報の管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等によりお客様およびその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 第三者がお客様の認証情報を用いて本サービスを利用した場合、当該行為は、お客様自身による利用とみなされるものとし、お客様はかかる利用に対する利用料金の支払い、その他の一切の債務を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、お客様は当該損害を補填するものとします。

4. お客様の本サービスの利用に対するセキュリティーを確保するため、当社は、緊急の場合を含みいかなる場合であっても、電話による認証情報の確認または再発行の請求には応じないものとします。紛失等により認証情報の確認または再発行が必要な場合、お客様は、当社が別途定める方法によりこれを請求するものとします。

#### 第 21 条（知的財産権の取扱い）

1. お客様に提供される当社提供物の知的財産権は、すべて当社またはライセンサーその他の権利者に帰属します。
2. お客様は、本サービスの利用範囲内に限り当社提供物を使用することができるものとし、当社またはライセンサーその他の権利者の承諾なしに他の目的に使用することはできません。

#### 第 22 条（バックアップ等）

1. 当社は、お客様が本サービスにおいて利用、作成、保管記録等するファイル、データ、プログラムおよび電子メールデータ等（以下「ASP 用データ等」といいます。）を当社が定める方法によりバックアップするものとします。
2. バックアップする時間、周期等の運用方法は当社が定めるものとします。
3. 当社は、バックアップおよびバックアップした ASP 用データ等に関して、その完全性、正確性、有用性または可用性のいずれをも保証するものではありません。

### 第 6 章 契約の終了

#### 第 23 条（本サービスの廃止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
  - (1) 廃止日の 50 日前までにお客様に通知した場合
  - (2) 本サービスの提供元であるライセンサーの事情により本サービスを提供できない場合
  - (3) 本サービス用設備の提供元が、その製造、販売、使用等を停止し、またはそのサポートを終了させた場合
  - (4) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 前項に基づき本サービスを廃止したとき、当社は何らの債務を負うことなく、利用契約は終了するものとします。

#### 第 24 条（お客様による解約）

1. お客様は、いつでも将来に向かって本サービスの本契約を解約することができるものとします。
2. 前項の解約を行う場合、お客様は当社が別に定める方法に従い、当社に対して解約の通知を行うものとします。

#### 第 25 条（当社による解約）

1. 当社は、解約日の 50 日前までにお客様に通知することにより、いつでも本サービスの利用契約を解



約することができるものとします。

2. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、お客様への事前の通知もしくは催告を要することなく、本サービスを停止し、または利用契約の全部もしくは一部を解約することができるものとします。
  - (1) お客様が本約款に違反し、改善の見込みがないと合理的に判断される場合、または当社が相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず、お客様が当該期間内にこれを是正または履行しない場合
  - (2) お客様の行為が第 16 条(禁止事項)第 1 項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合
  - (3) 支払停止または支払不能となった場合
  - (4) 手形または小切手が不渡りとなった場合
  - (5) 差押え、仮差押えもしくは競売の申立があった場合または公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (6) 破産、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があった場合
  - (7) 信用状態に重大な不安が生じた場合
  - (8) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
  - (9) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合
  - (10) お客様に対する通知が不達となり、若しくは当社に返送された場合、または当社からお客様に対して連絡ができなくなった場合
  - (11) その他、利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
3. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、何らの通知および催告なしに利用契約を解約することができるものとします。
  - (1) 反社会的勢力である場合または反社会的勢力であった場合
  - (2) 自らまたは第三者を利用して、当社に対して以下の行為を行った場合
    - ① 違法なまたは相当性を欠く不当な要求
    - ② 有形力の行使に限定しない示威行為等を含む暴力行為
    - ③ 情報誌の購読等、執拗に取引を強要する行為
    - ④ 被害者団体等、属性の偽装による当社への要求行為
    - ⑤ その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為
  - (3) 当社に対して、自身が反社会的勢力である、または関係者である旨を伝える等した場合
4. お客様は、前二項による利用契約の解約の時点で未払いの利用料金等、当社に対する債務がある場合、当該債務について直ちに期限の利益を失うこととします。

#### 第 26 条 (契約終了におけるデータの取扱い)

終了事由のいかんにかかわらず利用契約が終了した場合、お客様に通知されることなく ASP 用データ等は消去されます。なお、これによりお客様に何らかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第 7 章 資料および情報の取扱い

#### 第 27 条 (資料等の提供)

1. 当社はおお客様に対し、本サービスを提供するために必要な資料等について開示を求める場合があります。
2. お客様が前項の資料等について開示を拒み、もしくは遅延したことにより、または当該資料等の内容に誤りがあったことにより生じた当社の本サービスの履行遅滞、当社提供物の瑕疵等の結果について、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第 28 条（秘密情報の取扱い）

1. お客様および当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上、営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合および次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
  - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
  - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
  - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
  - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
  - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前項の定めにかかわらず、お客様および当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき、または権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方から提供を受けた秘密情報を本サービス遂行の目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製または改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、お客様および当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
5. 前各項の定めに関わらず、当社が必要と認めた場合には、本サービスを提供するために必要な委託先に対して、委託のために必要な範囲で、お客様からあらかじめ書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第 4 項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、または廃棄するものとします。

#### 第 29 条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本サービスの提供に関連して知り得たお客様の個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」および「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」に従って取り扱います。
2. 当社は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

(平成 13 年法律第 137 号)」に定める開示請求その他法令に基づく請求がある場合、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。

3. 当社は、お客様から取得した個人情報を本サービスの提供のために必要な範囲で委託先に提供する場合があります。

## 第 8 章 その他一般規定

### 第 30 条 (返金)

1. 次の表の各号のいずれかに該当する場合、当社は既に支払われている利用料金のうち、それぞれに定める金額を返金するものとします。なお、返金額に 1 円に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てるものとします。

返金が生じる場合		返金額
(1)	次に定める方法によりお客様ごとに算出した基本サービスの月間稼働率が 99.5%を下回る場合※ 月間稼働率 = (月間総稼働時間 - 月間サービス停止時間) ÷ 月間総稼働時間 × 100 ※例: 1 か月の日数が 30 日の場合、月間サービス停止時間は 3 時間 36 分を超える場合となります。	稼働停止当月における基本サービス月次料金 × 30%
(2)	第 23 条(本サービスの廃止)により利用契約を終了する場合	利用契約終了日後、残契約日数に対応する利用料金

2. 前項表の第 1 号の定めは、次の各号のいずれかに該当する場合を含まないものとします。
  - (1) 第 12 条(本サービスの一時的な制限および提供停止)第 1 項第 1 号の場合、並びに同条同項第 4 号および第 5 号に基づく停止においてお客様に帰責事由がある場合
  - (2) 第 25 条(当社による解約)第 2 項に基づく停止の場合
3. 第 1 項表の第 1 号に定める月間サービス停止時間は、当社の外部監視システムから応答がない時間を 3 分単位で切り上げた累計時間とします。
4. 第 1 項表の第 1 号に定める返金は、次の手続きにより行うものとします。
  - (1) お客様が返金を希望する場合、返金対象月の翌月 20 日(当社休業日の場合は前営業日)までに当社に対し当社所定の方法により返金請求を行うものとします。当該期限までに返金請求が行われない場合、返金請求にかかる権利は消滅します。
  - (2) お客様の返金請求は、請求時において利用契約が有効に存続していることを前提とします。既に利用契約が終了している場合、当該請求をすることはできません。
  - (3) 当社は、お客様の返金請求に対し、返金対象に該当するかどうかについて審査を行います。当該審査の結果、返金対象と判断される場合、当社はおお客様に対し、返金請求月の翌月 20 日(金融機関の休業日の場合は翌営業日)までに当社所定の方法により返金額を支払うものとします。
  - (4) 本サービスの利用にかかる更新費用等、お客様の当社に対する支払債務が弁済期にある場合、当社は返金額の支払債務とおお客様の支払債務とをその対当額において相殺することができるもの

とします。

### 第 31 条（免責）

1. 当社は、お客様が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスに関する完全性、正確性、有用性または可用性について保証しないものとします。
3. 当社はおお客様に対し、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の種別を問わず、当社の故意または重過失による場合にのみ損害賠償責任を負うものとします。

### 第 32 条（損害賠償の制限）

1. 利用契約に関して当社がおお客様に負う損害賠償責任の範囲は、直接の原因によりおお客様に現に発生した通常の損害に限るものとし、予見またはその可能性の有無にかかわらず特別事情による損害については責任を負わないものとします。
2. 利用契約に関する損害賠償額は、当該損害の原因となる事由が生じた月を含めた過去 12 か月間を最大期間とし、当該期間における本サービスの利用料金として現に当社に支払った額の平均月次料金(1 か月分)を上限とします。

### 第 33 条（契約上の地位の処分禁止等）

1. おお客様は、利用契約に基づくお客様の地位および利用契約によって生じる権利について、これを第三者に譲渡し、転貸し、または担保に供することはできません。
2. 相続または法人の合併等によりお客様の地位が承継された場合、当該地位を承継したお客様は、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。ただし、お客様が死亡した場合、当社は利用契約を解約する場合があります。

### 第 34 条（裁判管轄）

お客様と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第 35 条（準拠法）

利用契約の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本法とします。

### 第 36 条（協議等）

本約款に定めのない事項および定められた項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議のうえ解決することとします。なお、本約款のいずれかの部分が無効である場合でも、本約款全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な定めを無効な部分と置き換えるものとします。

### 附 則

本約款は、2013 年 5 月 8 日に制定し、同日より効力を有するものとします。